

○議 事 日 程（第 1 号）

平成26年 5 月 8 日 午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 3 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第 4 報告第 4 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第 5 承認第 2 号 平成25年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 承認第 3 号 関ヶ原町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 承認第 4 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第 8 承認第 5 号 中部圏都市開発区域の指定に伴う関ヶ原町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第 9 議案第39号 平成26年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議案第40号 平成26年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第10まで

（追加日程）

追加日程第 1 議長の辞職について

追加日程第 2 議長の選挙について

追加日程第 3 副議長の選挙について

追加日程第 4 議案第41号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第 5 常任委員会委員の辞任について

追加日程第 6 常任委員会委員の選任について

追加日程第 7 特別委員会委員の辞任について

追加日程第 8 特別委員会委員の選任について

追加日程第 9 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

○出席議員（ 9 名）

1 番 川 瀬 方 彦 君

2 番 子 安 健 司 君

3 番 松 井 正 樹 君

4 番 田 中 由紀子 君

5 番 小 谷 清 美 君
7 番 中 川 武 子 君
9 番 室 義 光 君

6 番 浅 野 正 君
8 番 澤 居 久 文 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	教 育 長	中 川 敏 之 君
監 理 官 兼 会 計 管 理 者	吉 田 和 司 君	総 務 課 長	藤 田 栄 博 君
税 務 課 長	若 山 孝 幸 君	社 会 教 育 課 長	岩 田 英 明 君
産 業 建 設 課 長	西 村 克 郎 君	水 道 環 境 課 長 心 得	兒 玉 勝 宏 君
地 域 振 興 課 長 心 得	高 木 久 之 郎 君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長	澤 頭 義 幸	書 記	小 林 孝 正
書 記	乾 幸 子		

開会・開議の宣告

○議長（中川武子君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第2回関ヶ原町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中川武子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番 澤居久文君、9番 室義光君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中川武子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 報告第3号について（提案説明・質疑）

○議長（中川武子君） 日程第3、報告第3号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） それでは、報告第3号について御説明申し上げます。

今年の2月9日、役場付近におきまして水道施設の巡視中の公用車が今須在住の方の車両に接触する物損事故が発生をいたしました。この事件に伴う損害賠償の示談が3月24日に成立し、損害賠償の額の決定について専決処分をいたしましたので、ここに報告させていただきます。

なお、詳細につきましては省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中川武子君） ただいまの報告に対して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは、ないようですので、これで質疑を終わります。

これをもって報告第3号の報告を終わります。

日程第4 報告第4号について（提案説明・質疑）

- 議長（中川武子君） 日程第4、報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（西脇康世君） 報告第4号につきまして、御説明申し上げます。

本年2月14日、伊吹山ドライブウエー場内におきまして、岡崎市ゆかりのまち雪プレゼント事業の作業中、除雪車が道路及び道路構造物を破損させました。この件に伴う損害賠償の示談が4月24日に成立し、損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただきました。ここに御報告申し上げます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきます。

- 議長（中川武子君） ただいまの報告に対して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

これをもって報告第4号の報告を終わります。

日程第5 承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

- 議長（中川武子君） 日程第5、承認第2号 平成25年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（西脇康世君） 承認第2号について、御説明を申し上げます。

先ほどの報告第3号の損害賠償の決定に基づいた損害賠償額9万2,000円の補正でございます。

なお、詳細説明につきましても省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（中川武子君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1番 川瀬方彦君。

- 1番（川瀬方彦君） 今の9万2,000円の補正の部分で、今回保険使用におけるという部分であらうかと思われるんですが、いろいろお聞きしましたら、普通事故があった場合、今回公用車の場合も、任意保険のほうを加入されていると思うんですね。

任意保険の場合ですと、被害者側に対しての支払いは直接行われるという部分が通常ではな

いのかなというふうに疑問を持ったんですが、このことに関してはやはり事故が起きたという事実を残さなきゃいけないという部分で、役場のほうから先に仮払いをし、その分を保険での入金というふうな形をとってみるのではないかなというふうに思ったんですけど、今回相手方に9万1,386円で、保険のほうで9万2,000円の補正を組んで入ってきていると思うんですが、相手方に対する100%の補償だけをされている部分がここに明記されていると思うんですよ。

でも、公用車における接触事故ですよね。ということは、公用車の修理代はあるはずなんですよ。ここには出てきてないんですね。当然相手方の今須の渡辺さんに対しての修理費用の9万1,386円は理解できるんです。でも、公用車の修理費はないんですか、これ。その金額を明確にしてもらえればなという部分のことと、当然双方があって一つの事故だとは思いますが、まず、そこをお聞きします。

○議長（中川武子君） 水道課長、兒玉君。

○水道環境課長心得（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

まず1点目の御質問の件でございますが、実は相手方との交渉の中におきまして、当初9対1という責任の区分という指示が共済組合からございました。その件をもって相手方と交渉したんですが、しかしながら事故の状況が、相手方は直進車でございます。その車の側面に当町の車が衝突したということで、その件がどうしてもこちらに過失というのが明らかでございます。そのため示談の中で交渉させていただいたところ、車の修理代を出してもらるのであれば、それ以上のことは私は言わないので、そちらでやってくださいよというお話がございました。それで、再度共済組合とお話をさせていただいたところ、結果9対ゼロという責任比率になりまして、9対ゼロというのは保険のほうで見ていただく費用は修理代のみなんですが、それプラス代車費用というものを見ていただけるということになりましたので、この金額をもって全額これを、あちらさんのお申し出もございましたので、車屋さんのほうへ直接修理費用をお支払いしたということでございます。

それからもう1点、こちらの修理代についてもあったんじゃないかという御指摘でございますが、それは確かにございまして、こちらのほうの車につきましての修繕費は6万8,243円という修繕費がございまして、それにつきましては、修繕費がもともと見てある中で見させていただきました。また、それに対する入金部分につきましても当然ございましたが、それにつきましても入りの額ということで、入りと出のバランスが今回の事故については同額でございましたので、その部分だけを上げさせていただいたというものでございます。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（中川武子君） 1番 川瀬君。

- 1 番（川瀬方彦君） 今の 9 万 8,248 円の入金があったとおっしゃるんですが、9 対ゼロですので、相手方及び保険会社から、これ保険会社の車両保険からということですか。
- 議長（中川武子君） 水道環境課長。
- 水道環境課長心得（兒玉勝宏君） そうということになります。

〔挙手する者あり〕

- 議長（中川武子君） 1 番 川瀬君。
- 1 番（川瀬方彦君） たびたび申しわけございません。

今回、こういう公用車における事故という部分に関しては、当然車を運転している限り、事故というのはついて回らると思うんですが、ここで聞きするのがいいのかわからないですけど、今後の再発防止策としてどのようにお考えなんですか。

それと、どなたが事故をされたか、私そこまでは聞いておりませんが、水道環境課にしてみれば毎日に近いぐらい公用車で監視という部分で使われていると思うんですね。課としてのそういう部分での再発防止策というのは考えられてみえるのかというところまでお教え願えればと思います。

- 議長（中川武子君） 町長。
- 町長（西脇康世君） まことにこの事故につきましては申しわけないと思っております。

日ごろから事故に対する注意喚起というものはしておりますが、個々の事例に対しても防止をどうするかということについては非常に難しいと思っております。これは運転する者、ハンドルを持った者が絶えず意識をしながら運転するということになれば事故は防げないと。こちらからする事故もありますし、もらう事故もございます。そういった事故についても、やはりハンドルを持っている以上は絶えず事故というものを想定しながら運転をするという啓発にこれからも努力をしてみたいと思っております。

ただ、本人の漫然とした運転であるとか、そういった事故を起こすべくして起きるようなものに対しては、それなりの処罰といいますか、ペナルティーは今後も検討させていただきたいと思っております。

ただ、言いましたように本人に責任を問えるような場合ということで御理解いただきたいと思います。

- 議長（中川武子君） 水道環境課長心得。
- 水道環境課長心得（兒玉勝宏君） うちの課のほうでは、確かに毎日車で巡視ということで行っております。

今後、また毎週、課の中でも会議というか朝礼を週 1 回やっておりますので、そういった中でもそういった注意喚起というか、そういうことをみんなで話し合っ、事故のないようにしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（中川武子君） よろしいですか。

それでは次、ほかにありませんか、質疑。

〔「なし」の声あり〕

それでは、これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより承認第２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第６ 承認第３号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中川武子君） 日程第６、承認第３号 関ヶ原町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 承認第３号について、御説明申し上げます。

これは岐阜県流水占用料等徴収条例の改正が平成26年３月20日に公布されました。このため地方自治法第179条第１項の規定により、関ヶ原町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を専決処分により定めたところであり、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（中川武子君） 産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 失礼します。

それでは、関ヶ原町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、岐阜県流水占用料等徴収条例が岐阜県の３月議会定例会におきまして一部改正され、平成26年４月１日に施行されるのに伴いまして、町におきましても３月31日に専決処分をさせていただき、４月１日施行とさせていただいたものでございます。

改正内容につきましては、議案資料１ページの関ヶ原町流水占用料等徴収条例新旧対照表のほうをお願いいたします。

第２条関係としまして、別表第１の１項の区分、鉦工業の用に供するもの、単位、占用流水毎秒１リットル占用期間１年につき改正前の額3,860円を改正後3,970円に、２項の水車の用に

供するもの、占用流水毎秒 1 リットル占用期間 1 年につき改正前の額 390 円を改正後 400 円に、裏面の 2 ページになりますが、第 4 条関係としまして、別表第 3 の 1 項の区分、砂利、単位 1 立方メートルにつき改正前の額 210 円を改正後 216 円に、2 項のれき、1 立方メートルにつき改正前の額 210 円を改正後 216 円に、3 項の玉石 100 キログラムにつき改正前の額 168 円を改正後 172 円に、4 項の転石 100 キログラムにつき改正前の額 168 円を改正後 172 円に、5 項の土または砂 1 立方メートルにつき改正前の額 210 円を改正後 216 円に、それぞれ改正をさせていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川武子君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

8 番 澤居久文君。

○8 番（澤居久文君） この占用料、実例があったらちょっと教えてください。

○議長（中川武子君） 産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 失礼します。

現在、流水占用の許可をしておりますのは、第 2 条関係の J R の新幹線のスプリンクラーです。融雪装置に伴うもの 1 点でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中川武子君） 6 番 浅野正君。

○6 番（浅野 正君） この値上げでございますが、結局消費税絡みということでよろしいんですか。また、15 年に 2 % 上がるでしょう。そういうのはまたそのときに変わるということですか。

○議長（中川武子君） 産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 消費税の関係の改正ということです。

しかしながら、今回の改正につきましては直接町民の方に関係するものではございませんので御理解いただきたいと思いますし、また今後消費税の率が変わりましたら、県の条例改正に伴いまして町のほうも改正をお願いすることになると思います。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（中川武子君） 5 番 小谷清美君。

○5 番（小谷清美君） 関連ですが、1 ページの実例としては J R のスプリンクラーが 1 件だけあるとおっしゃいましたが、占用流水毎秒 1 リットル、毎秒 1 リットルというのはこんなものなんですよ。それを 1 年につき 3,970 円。

だから、J R は毎秒何百リットルとるかということの話し合いをもって金額を決めておると思うんですけども、その使用料は何十万なのか、その辺は今言われた J R に 1 件あるわけで

すからわかると思うんですけども、雑入に上がっておるか何かわからんですけども、その辺はどうなっているんですか。ちょっとお聞きします。

○議長（中川武子君） 産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 現在の占用申請がありまして、許可をしているわけですが、その内容につきましては、先ほどおっしゃられました毎秒47リットル分の申請がありまして、許可をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中川武子君） 5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） 実際JRの新幹線とか、水を出しておるのを見ると、毎秒47というと、20リットルの2つでしょう。ずうっと出ていますのにこんなものなんですか。

○議長（中川武子君） 産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 申しわけございません。

大変わかりにくいと思うんですが、1秒間に47リットルが同時に出るということで、この区間で47リットルということです。あくまでも毎秒で、当然それが1年を通じてずっと出ているわけでもございませんし、期間的にということですので、御理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中川武子君） よろしいか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これより討論を行います。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中川武子君） 日程第7、承認第4号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 承認第4号について、御説明申し上げます。

これは個人の均等割額の税率の軽減を廃止、法人税率の税率公益法人等に係る町民税の課税

の特例、軽自動車税の税率の引き上げ等の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されました。このため地方自治法第179条第1項の規定により、関ヶ原町税条例の一部を改正する条例を専決処分により定めたところであり、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明いたさせます。

○議長（中川武子君） 税務課長。

○税務課長（若山孝幸君） よろしく申し上げます。

お手元の議案資料の3ページ、関ヶ原町税条例新旧対照表（昭和35年関ヶ原町条例第15号）と、私どもが配付させていただきました関ヶ原町税条例の改正点の概要をごらんください。

概要でございますが、全部読むとよろしいんですが、一部読まずに飛ばしていくところもございますので、それだけよろしくお願い申し上げます。

まず、1ページでございます。

改正点の概要でございます。平成26年4月1日から施行でございます。

3ページの第25条の個人の均等割の税率の軽減、これは規定の削除ということでございます。

11ページの附則5条から17ページの附則5条の3までの削除でございますが、単に課税標準の計算の細目を定めるものであるから削除することになったということでございます。

続きまして、18ページの附則7条、肉用牛でございますが、これは3年間延長で30年まででございます。

19ページ、附則9条の2でございますが、これはわがまち特例ということで、見出しの6号を第1号に定めまして、1項、2項、3項は4項、5項、6項と同じ内容でございます。変わりましたのは、1項、2項、3項、7項、8項の改正点でございますが、ごらんのとおり1項は3分の1、2項は2分の1、3項は2分の1ということでございます。これ1項といいますのは、油水分離装置といいます。そして、また2項、3項に関しましては活性炭吸着回収装置ということでございます。7項でございます。浸水防止用設備ということで、これは地下街の所有者に与えるわけでございますが、止水板とか排水ポンプに該当することでございます。3分の2でございます。第8項のノンフロン製品4分の3でございますが、これは空気冷凍システムに該当するものでございます。

続きまして、19ページの附則9条の3の第9項でございます。これは新築住宅に関することでございますが、これは耐震改修が行われました要安全確認計画記載建築物等に対する減額の創設でございますが、26年4月1日から29年3月31日まで2年分に関して2分の1減額することということでございますが、要安全確認計画記載建築物といいますのは、県が指定しました避難所の防災拠点建築物などを指すものでございます。

23ページ、附則16条の2ということで、優良住宅でございますが、これも3年間延長で平成

29年度までの延長でございます。

45ページ、附則20条でございますが、これは特例民法法人から一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、平成25年度まで非課税となっていたものを廃止するものでございます。ただし、各社会福祉施設以外に廃止することでございます。

済みません、2ページでございます。

45ページの附則20条の2は条ずれの措置でございます。

続きまして、平成26年10月1日から施行でございます。

4ページでございますが、第26条の5（法人税割の税率）ということで、これは地域間の税収格差の是正ということで国が行ったものでございまして、地方法人税の創設に対応して法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴い所要の規定の整備が行われまして、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用ということでございまして、標準税率、今は12.3%でございますが、これが9.7%になったということでございます。制限税率はごらんのとおりでございます。

そのかわり地方法人税の国税の創設がございまして、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、その引き下げ分に相当する課税標準額を法人税額とする地方法人税を創設して、その税収全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする制度が設けられてございます。

これは、納税義務者は法人税を納める法人でございます。税額の計算は4.4%といたしまして、市町村が下がった分が2.6%ございまして、県が1.8%で計4.4%の税率でございます。これは税務署で行います。法人税の申告と同じ時期でございます。同じく平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されるということでございます。

続きまして、平成27年1月1日施行でございます。

10ページの附則第4条の3、公益法人に関するところでございますが、非課税承認を受けた寄附財産を有する公益法人が事前届け出を行わず、合併等によりその寄附財産をほかの公益法人に移転した場合に、2カ月以内に届け出を出すことによりまして非課税の継続を認めるわけでございます。

29ページでございます。附則18条の3第2項の非課税の口座内上場株式の譲渡に係る町民税の所得計算の特例でございますが、これは贈与または相続もしくは遺贈により払い出しがあった場合、非課税口座内上場株式を取得した者については、その払い出しのときの金額をもって同一銘柄の株式を取得したということをみなすものでございます。

続きまして、46ページの附則21条から50ページの附則22条までございますが、これは東日本大震災に係る特例につきましては必ず条例によって定めなければならない事項を除きまして条例には適用しないこと、規定をしないことになりました。

続きまして、3ページでございます。

52ページ、附則21条のことでございます。規定の繰り上げでございます。

同じ52ページの附則22条でございます。規定の繰り上げでございます。

平成27年4月1日施行。

9ページ、第66条（軽自動車税の税率）でございます。軽自動車税の税率の引き上げ。「専ら雪上を走行するもの」、雪上車ですね、区分を削除されるということでございます。これは平成27年度から引き上げ。原付、軽四輪、2型二輪、小型自動車なんかは27年度4月1日からありますが、軽四輪につきましては平成27年4月以降に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用するものでございます。

続きまして、平成28年1月1日施行でございます。

40ページ、附則19条の2でございます。これはごらんのとおり条約適用配当等に係る分離課税につきまして、特定公社債の利子が追加されたということでございまして、特定公社債とは国債、地方債、上場公社債、外国国債などを指します。

平成28年4月1日施行。

3ページ、16条からごらんのとおり、7ページの33条の2の第1項まで関連がございまして、まず16条の町民税の納税義務者等でございますが、法人税法において外国法人の恒久的施設（外国法人の支店）が定義されたことに伴う所要の規定ということで、国際課税原則の見直しによりまして恒久的施設が定義されることによりまして、申告納付制度が見直しされたということでございまして、6ページの32条の6でございますが、これによりまして第三国と我が国が二重課税となっている場合に外国税額控除が適用されるということでございます。

7ページでございますが、33条の2でございますが、これは外国法人が恒久的施設を有する場合に、今までは全て国内所得申告が必要になっていたやつを、今度は恒久的施設に帰属する所得のみを申告対象にするということが国際課税原則の見直しで行われるということでございまして、これはOECD諸国と同じような扱いになるということでございます。

20ページでございます。附則第15条（軽自動車税の税率の特例）でございます。初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車（経年車）に対する重課（経年車重課）の規定でございまして、28年度分から最初の新規検査から13年を経過した軽四輪について標準税率おおむね20%の重課を導入されたということでございます。したがって、2段階に上がる方もお見えになります。

平成28年10月1日施行ということでございます。

4ページ、32条の5の2の公的年金に関するところでございますが、これは納税義務者が町を転出された場合、今までですと年金機構に中止の通知を出しまして、残りを普通徴収に充てたものを、例えば関ヶ原町から大垣市に転出しても特別徴収が継続されるという内容でござい

す。

5 ページ、32条の5の5、年金所得に関する仮特別徴収税額ということでございまして、続きまして4ページにわたりますが、これは今までは2月の年金の特別徴収税額が4月、6月、8月と仮徴収を行っていたものを前々年中の公的年金の所得に係る所得割、均等割の合算額の2分の1に相当する額をするということでございまして、例えば前年が3万6,000円の税額があった場合、その2分の1、1万8,000円を4月、6月、8月で割り算しまして6,000円・6,000円・6,000円というふうに仮徴収するものでございます。

平成29年1月1日施行でございます。

4 ページ、第26条の5 ということでございます。号のずれの措置でございます。

18ページ、附則第6条の4 でございます。ごらんのとおり、18条の2 が引用条項に追加されたということでございます。

21ページ、附則第15条の3 でございますが、これも上場株式に係る配当所得等の分離課税について特定公社債の利子が追加されたということでございます。

25ページ、附則第18条、これは説明申し上げますと、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式と上場株式と今までは相殺しておりましたが、別々に計算するということでございます。非上場株式と上場株式がある場合、相殺してやっておりましたが、別々に計算して税率を出してやるということでございます。

27ページ、附則第18条の2 は削除でございまして、同じく27ページの附則第18条の2 は新設でございまして、上場株式に係る譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例ということで、これは28年1月1日以後に源泉徴収口座内の特別公社債の譲渡所得につきまして、町民税100分の3の税率によって分離課税となるということでございます。

30ページの附則第18条の4 から、34ページの附則第19条までは規定の削除でございます。

5 ページでございます。

37ページ、附則第19条はごらんのとおり繰り上げでございます。

40ページ、附則第19条の2 も繰り上げでございまして、ただし第5項3号の改正規定中「に係る」の下に「利子所得の金額又は」を加える部分を除くということでございます。

38ページと40ページは同じく規定の削除でございます。

続きまして、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日施行ということで、これは8ページの第42条の4と、8ページの42条の7の固定資産税非課税の適用がなくなった固定資産の所有者がすべき申告ということで、まず10号の7から10号の9ということで、新しく10号の2と10号の4は新設されたものでございまして、10号の2は小規模保育事業に要する固定資産に係る固定資産税について非課税とすると。10号の4は幼保連携型の認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税について、幼稚園・保育園と同様に非課税とするという

内容でございます。

以上でございます。

- 議長（中川武子君） それでは、よろしいですか。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

4 番 田中由紀子君。

- 4 番（田中由紀子君） 軽自動車税の増税のことなんですけれども、26年度の当初予算では1,730万円が予算に上がっておりますが、全ての自動車税が増税になった場合どれくらいになるかというのは試算してあるかどうかということと、先ほど来年4月以降に新たに検査が始まった車に対してから増税となるという説明があったと思うんですけど、二輪はそのまま増税なんでしょうか。

- 議長（中川武子君） 税務課長。

- 税務課長（若山孝幸君） 二輪はそのまま増税でございます。27年4月1日から増税になります。

ただし、先ほど御質問の引き上げ分はどのくらいかということでございますが、四輪だけでございますか。全部ですか。全部は760万ぐらい。例えば26年の調定を上げた分を全部税率を置きかえて計算した場合は、その差額が760万ぐらいになりました。

〔挙手する者あり〕

- 議長（中川武子君） 8 番 澤居久文君。

- 8 番（澤居久文君） この資料の20ページの14年経過したら増税というところ、この根拠は何。それだけを聞きたい。

- 議長（中川武子君） 税務課長。

- 税務課長（若山孝幸君） 国が申します説明は、クリーン化を進める観点から重課しますという説明を申し上げております。

- 議長（中川武子君） あと、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これより討論を行います。

〔挙手する者あり〕

4 番 田中由紀子君。

- 4 番（田中由紀子君） 承認第4号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、反対の立場で討論を行いたいと思います。

今回の町税条例の一部改正では、軽自動車税が増税となっております。平成27年度から購入する新車について、自家用車でこれまで7,200円だった税額が1.5倍の1万800円、原付二輪車

は1,000円が2,000円に2倍となります。今回の改定は、消費税増税で自動車取得税の税率を下げ、消費税が10%になった段階で廃止を予定している中で、その財源の一部として軽自動車税を増税するというものでございます。

軽自動車は税金を含めた維持費の安さに加え、燃費や安全面などの性能も向上したため、2013年の新車販売台数は過去最高を更新し、実に新車の4割は軽自動車と言われております。特に勾配の激しい関ヶ原町では、通勤や買い物、病院への通院など、ぜいたく品ではなく生活に欠かせないものとなっています。このような軽自動車税の増税はまさに弱い者いじめと言わざるを得ません。そもそも消費税増税で庶民から8兆円も吸い上げ、庶民に重い負担をさせながら、自動車取得税廃止の財源をまた庶民から捻出するという考えには納得できません。よって、関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認には反対といたします。以上です。

○議長（中川武子君） それでは、次に賛成討論を許します。

〔挙手する者あり〕

3番 松井正樹君。

○3番（松井正樹君） 私は、承認第4号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、賛成の立場で討論させていただきます。

軽自動車税の税率改正は平成26年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律に定められているものであり、近年の軽自動車は大型化、高性能化など小型自動車と比較した場合、道路損傷負担金の性格や環境損傷負担金の性格を見ても、かつてほどの大きな差異は認められず、負担の公平の観点から見て不均衡の是正が図られ、自動車税との負担の均衡などを考慮されております。

今回の条例改正には、現在の経済情勢などを踏まえ、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置や法人住民税の法人税割の税率引き下げなどが含まれており、経済再生が図られ、また安定的な町税確保となっております。このようなことから賛成するものであります。どうぞよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（中川武子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり承認するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 8 承認第 5 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

- 議長（中川武子君） 日程第 8、承認第 5 号 中部圏都市開発区域の指定に伴う関ヶ原町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（西脇康世君） 承認第 5 号について、御説明申し上げます。

これは中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の規定により、平成26年 3 月31日をもって不均一課税の適用が終了となりました。このため地方自治法第179条第 1 項の規定により、中部圏都市開発区域の指定に伴う関ヶ原町固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例を専決処分により定めたところであり、ここに御報告申し上げます、議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

- 議長（中川武子君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより承認第 5 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 9 議案第39号について（提案説明・質疑・討論・採決）

- 議長（中川武子君） 日程第 9、議案第39号 平成26年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（西脇康世君） 議案第39号について、御説明を申し上げます。

関ヶ原古戦場グランドデザイン事業1,000万円、東首塚、宝有児童公園の松の伐採委託料65万3,000円など、総額1,080万4,000円を追加する平成26年度関ヶ原町一般会計補正予算を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましてはそれぞれ担当課長から説明をいたさせます。

- 議長（中川武子君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はしませんので、歳出から順次説明願います。

- 地域振興課長心得（高木久之郎君） 企画費のほうを説明させていただきます。

先ほど報告第4号にて報告させていただきました伊吹山ドライブウエーの道路構造物等への補償額21万3,000円の補正でございます。よろしくお願い申し上げます。

- 水道環境課長心得（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

保健衛生費につきまして御説明申し上げます。

町有霊柩車の車検に伴う保険料と重量税の予算計上不足がございましたので、2万7,000円を追加し、これに伴います財源の修正をいたすものです。申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

- 地域振興課長心得（高木久之郎君） 続きまして、観光費です。

2020年、東海環状自動車道全線開通や関ヶ原合戦420年という節目を迎えるに向けて、関ヶ原古戦場がどのような姿になればこの地域の周遊型観光を促進できるかを調査、分析、実証事業を行う関ヶ原古戦場ランドデザイン策定事業を実施します。また、策定に当たり、有識者の方から意見を伺うための会議を設置し、適時意見を聴取するといたします。

補正の内容といたしまして、報酬11万3,000円、報償費50万円、旅費27万5,000円、需用費10万2,000円、役務費1万円、委託料900万円となっております。以上でございます。

- 社会教育課長（岩田英明君） 続きまして、教育費の説明をさせていただきます。

社会教育総務費の委託料でございます。65万3,000円。内訳といたしましては、宝有児童公園の伐採の業務委託料15万4,000円。こちらのほうですが、宝有児童公園内のちょうど細川忠興の碑をつくりました隣の松でございます。松くい虫の被害を受けて枯れてしまいましたので、それを伐採するものでございます。また、同じく東首塚伐採業務委託料49万9,000円につきましても、首塚内の松が松くい虫によって枯れてしまいました。被害の拡大を防ぐために、5月、6月ぐらいに伐採するといいいいことを聞きましたので、今回計上させていただきます。東首塚につきましては、松のほかにヒノキが1本、それから桜等の雑木もあわせて伐採をさせていただく予定をしております。

続きまして、保健体育費の運動広場管理費でございます。こちらにつきましては、昨年度末、今須運動広場の公衆トイレの浄化槽が老朽化により下水道のほうにつなが込みを完了しております。新年度予算におきましては、農業集落排水の施設使用料を計上するようになっておりましたが、申しわけございません、浄化槽のままの予算になっておりました。役務費の手数料がマイナス7,000円、浄化槽の管理委託料14万3,000円をそれぞれ減をさせていただいて、施設使用料として6万1,000円の増を計上させていただくものでございます。よろしくお願いをいた

します。

- 総務課長（藤田栄博君）　続きまして、歳入でございます。

35ページをごらんください。

まず、県支出金の商工費県補助金ですが、補正前の額2,440万、補正額1,000万、計3,440万円です。これは清流の国ぎふ観光回廊づくりの補助金でございます、歳出の観光費の関ヶ原古戦場グランドデザインの全額を見込んでおります。

次の繰越金ですが、補正前の額1億円、これに59万1,000円を補正しまして1億59万1,000円です。これは歳出の保健衛生費の2万7,000円と教育費の56万4,000円を計上してございます。

最後の諸収入ですが、雑入として、補正前3,667万9,000円、補正額21万3,000円で、計3,689万2,000円。これは歳出の企画費、補償補填及び賠償金の21万3,000円全額を見込んでございます。

以上、歳入歳出それぞれ1,080万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,460万4,000円とする補正でございます。よろしくお願いします。

- 議長（中川武子君）　これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番　浅野正君。

- 6番（浅野　正君）　予想がつくと思いますが、商工費でございます。

36ページですが、県から回廊のあれということで1,000万を頂戴するわけでございますが、いろいろ策定委員とか専門委員とか、そういうような人件費はいいんですが、この900万ですね、グランドデザイン。多分コンサルタントへされると思うんですが、前もすごい事業、プロジェクトをやって、私も委員になっておったんですが、実際これがあと2年か3年になって、また1,000万要るようになると。県からいただけるとなるんですが、本当に身についていくかなということやね。コンサルタントを出しても、後々にこれが関ヶ原に生かされるかどうかということがまず疑問視されるんですね。これはある程度こちらからこういうふうにやってくれとか、委員会とか出てくるんですけど、どのような方式をとっていかれるかなというのを1点。

それから、県費だと思うんですが、例えば県が関与してこういうことはだめやとか、回廊づくりでいつも昇龍道という、セントレアから能登半島へ抜けるあれの一部やと思うんですけど、そういうところへ県との兼ね合い、そういうのはどうなっているかなということをちょっとお聞きしたいんですが。

- 議長（中川武子君）　町長。

- 町長（西脇康世君）　まず、先般知事と面談をいたしまして、この事業の内容をどう進めるかということの協議をさせていただきました。

その中で知事の意向としてあるのは、ただ単にコンサルに投げてやるのではなしに、いわゆる著名人等を招致して、そういった方々の御意見をしっかり聞けと。その上で着実に観光客が呼べるような、そんなまちづくりをしてほしいということでございまして、単に絵に描いた餅に終わらせるなど。そのためには1年での事業完結じゃなしに、二、三年かかってでもいいやつをつくれというような、そんな御趣旨の発言をいただきました。そういうことを踏まえながら、どのような形になるか、これから県との調整もさせていただいて、グランドデザインづくりを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

でありまして、ただ単にコンサルに丸投げをするというんじゃなしに、町・県が相互にかかり合いながら、そのまとめはコンサルにお願いするというようなことになろうかというふうに思っております。そのため、そういった委員さんといいますか、著名人の方、こういった方をどういう形でお願いするかというのが今検討中でございまして、それをまとめ次第プロポーザル等におきましてまとめ役の業者を募りたいというふうに思っているところでございます。

ということで、2番目の答えも兼ねて言っているようなものでございますけれども、当然県の100%の補助ということで事業を進めますけれども、県のほうもただ単に関ヶ原町の観光の推進という観点ではなしに、議員がおっしゃられましたように、2020年の東海環状線の西回りルートの開通にあわせて関ヶ原を起点とするような形で西濃圏域にお客さんが来るような、そんなものをつくり上げてほしいと。ですから、名前的に言いますと関ヶ原は全国に知れ渡っているから、関ヶ原へ行ってみよう、その関ヶ原へ行ったついでに西濃圏域を訪れたいというような、そんなものをつくり上げてほしいというような御意向でございまして、ほかの先進の例等も挙げながら、よりよいものをつくり上げようということでございましたので、その趣旨に沿った形で事業を進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（中川武子君） 6番 浅野君。

○6番（浅野 正君） 積年の思いでした観光協会を町長の熱い思いで設立ができたわけでございます。

せんだっても県の専務理事さんと事務局長さんとお会いさせていただいたんですが、私もずっと関ヶ原に64年住んでおるわけですが、私どもより関ヶ原の実態ですね、観光客の動向とかいろんな部分とか、もちろん特産品から何から全部をよく御存じでした。かえって逆に恥ずかしいくらいであったわけですが、駅前でもそういうのをやりますよというような話をさせていただいてお帰りいただいたんですが、そういうところの方も、観光協会でやるより、やはり全町を挙げて取り組む。もちろん町長がトップになってやっていただかねばならんかなと思ったりもしておるわけですが、その点のことだけお願いしたい。

実は29日の日ですか、商工会の青年部が前の町長さんの御意向で、4回目になるのかな。せ

っかく皆さん見えて、天候ということで悪かって、もう少しいっぱいになるかなと思っておったんですが、閑散とまではいきませんが寂しい思いをしたんですね。お願いして、行政無線でもいろいろ放送していただいたんですが、いまいち町民の意識が低いと。この辺はどういうふうに、これもありますからね。こういうことに県が幾ら力を入れていただいても、地元そのものが盛り上がっていかないと、なかなか地についたものにならないと思うんですね。その辺の見解だけをお願いしたいんですが。

○議長（中川武子君） 町長。

○町長（西脇康世君） 観光事業推進につきましては、確かに全町民を挙げてといいますか、前も申し上げましたけれども、役場で何とかせいと言うだけやなしに、住民の方がそれぞれ積極的に自分の商売につなげるような形で結構なんで、積極的に進出をしていただければありがたいなというふうに思っているところでございます。

確かに春祭り等に限らず、この間も大垣のほうで芭蕉の、県事業ということであったんですが、各市町からもいろいろ出展をしているわけですが、出展している内容、品数等を見ましても、やはり関ヶ原はちょっと寂しいなという気もいたしております。そういった意味で、売れるものをつくっていくというのは非常に大事なことであろうかというふうに思っておりますので、そういった意味で町民の方の御理解をいただき、また積極的に参戦をしていただければありがたいなというふうに思っているところでございます。

また、29日の春祭り、これ本当に雨で非常に残念であったというふうに思っておりますけれども、雨があったがためにちょっと出足も鈍ったかなという思いはしておりますけれども、ただ大ホールでのイベントにつきましては200人を超えるお客様が入っていただいて、それなりに住民の方に周知したかいはあったのかなと思っているところが一部ございます。

ただ、いずれにしてもちょっと寒いし雨が降っておるしというようなことで、出足が悪かったというのは事実でございまして、そういった意味で商工会の青年部の方にも氣勢をそがれるような状況であったかなというふうに思っております。

今後、雨等にかかわらずお客様が来るような、そんな周知の仕方といいますか、イベント内容についての周知も含めて検討させていただいて、より多くの町民の方が来ていただけるようになるように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（中川武子君） 4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 私も浅野議員と考え方は同じなんですけど、本当に地元の方が盛り上がらないと観光地はだめやなというふうに思っているんですね。

先ほどの900万の話ですけど、二、三年かけてもよいということは、これは引き続きやっていくということで、900万というのは単年度なのか、また新たに予算が組まれるのか、その辺

ちょっと確認したいのと、地元の方が関心を持ってもらうためにはこういうことを話し合っていますよと。これについて御意見くださいというふうな双方向のやりとりというのが大事なというふうに思うんですが、その辺の進め方をちょっと伺いたいと思います。

○議長（中川武子君） 町長。

○町長（西脇康世君） まず最初に、予算のほうの関係ですけれども、これは確定的ではありませんが、県のほうは2020年をめどに施設整備等も含めて出していくよというような意向だというふうに聞いております。ですから、計画そのものがない場合、これはどうするかというのは今確認中でございまして、1事業という形の中で二、三年かけても知事はいいよと言いましたけど、県の補助要綱のほうを確認させていただきたいと思います。

ただ、事業につきましては継続的に3分の2の補助が来るというふうに聞いておりますけど、この1,000万については未定であります。

それから、地元の方が関心をとというのはちょっと意味が理解できない部分があるんですけれども、といいますのは町が何をやっておるで住民の方にこういったことをやれよというよりも、住民の方が自分のできる商売を考えてほしいというのが私の思いでありまして、そういう中では町はこんなことをやるよというのを発信するのはやぶさかでございますけれども、住民の方に何をやってほしいから町が情報を出すというのは本末転倒の部分があるのかなというのは私の思いであります。ですから、町はこんな事業をやっていきますよというのは、今駅前でもそうですし、開発も含めて観光施設の整備を今後進めていきたいと思ってやっておりますけれども、そこに住民の方が参加をするというのはどういう意味で言っているのかちょっと意味がわからないと言っていますのは、その町がやる事業に入ってきて、そして例えば働くとか、そういうことを言っている。そうしたら、それはただ単に町の事業にお手伝いいただく。これはこれで必要なんですけれども、もう一つ広げた形の中で町民の方にお願いしたいのは、先ほど言いましたように何か商売になるような品物、食べ物であるとか、お土産物であるとか、そういったものを町民の方が開発するような、そんな取り組みをやってほしいなという思いで先ほど言いましたので、そこら辺の意味が私も理解というか、確認できていませんので、ちょっと意味がずれているかもしれませんが、私としては町民の方が自発的に取り組んでいただける姿勢をぜひとも行っていただきたいという思いであります。

〔挙手する者あり〕

○議長（中川武子君） 4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 済みません。予算の関係なんですけど、県が5,000万円つけた、そのうちの1,000万ということでいいのかどうかということと、それから町民の関心を持ってもらうという点では、特産品のことを言ってみえるんだと思うんですけど、私2件ぐらい特産品にしたいなというふうな話も聞いているんですね。

ただ、それをつくる場所がないという話も聞いておりますので、そういうところにぜひ支援をお願いできればなというふうに思うんですが、それ以外にでも本当にちょっとしたことでお花をきれいにするとか、ここを掃除するとか、何かものをつくってみえる方、私もこの間あるところに観光に行ったんですけど、地元でつくってみえるつるで折ったかごとか、そういうのも売ってみえましたし、町民の方が自分がやっていることが何か観光のお役に立てたらという思いはきっとあると思うんで、そういう思いを生かせるように情報を流していただく。こう決まりました、ばーんじゃなくて、実は今こういうことでこういうふうに話し合っておりますみたいところで、もし何か御意見ありましたら言ってくださいというような双方向の関係、町民とのやりとりの中でそういうふうにしていったらどうかなというふうに思うんですが、イメージわかりますでしょうか。

あと、竹中半兵衛のまんじゅうが栗原の商店で売り出しをしてみえて、いろいろマスコミを使ってやってみえるんですけど、例えばその丸山のところですけど、あそこは何も今ないですもんね。竹中半兵衛と黒田官兵衛の息子が陣取った場所ということで、せっかく大河ドラマをやっているんで、その時流に合ったところでほんと打ち出せるような、そういうフットワークの軽い対応が求められるんじゃないかなというふうに思いますけど。いろいろ言いましたが、済みません。

○議長（中川武子君） 地域振興課長心得。

○地域振興課長心得（高木久之郎君） 財源のことについてお問い合わせがありましたので、お答えします。

今回の1,000万につきましては、清流の国ぎふ観光回廊づくり推進事業費補助金の中の主要観光資源誘客強化事業の中の(1)県内の主要な観光資源の誘客強化に向けたグランドデザインの策定及び策定に必要な調査実証事業、これが当該事業に関する経費10分の10以内の額、交付限度額は1,000万となっております。

続きまして(2)としまして、グランドデザインに基づく誘客事業及び施設整備事業というのがあります。これが予算の範囲内の3分の2以内で交付というふうになっております。今回、関ヶ原町と岩村が主要観光資源誘客強化事業の対象となっているというふうになっております。

双方向ということですけど、一応グランドデザインの策定の中でパブリックコメント等は実施する予定をしておりますので、そのことを申し上げます。

○議長（中川武子君） 町長。

○町長（西脇康世君） 特産品等をつくるという場合におきましても、やはり町から特産品をつくってほしいのは前々から発信はしておりますけれども、具体的にこれをつくれというのは全然言えないし、言う材料もないということで、先ほど二、三特産品になるようなものがあるよというようなお話でしたけれども、そういったものがあるなら、ぜひともこういったものがあ

るという発信をしていただきたいと。

町のほうは募集というか、そういう観光品をつくってほしいとはいいいまして、具体的にこれをつくれあれつくれとか、そういうことじゃなしに、町民の方が商品になるようなものを自分のアイデアと腕とか、そういったものでつくっていただいて、こういったものを売りたいですよという話があったときにできる支援をさせていただくというのがスタンスであろうかなというふうに思っているところでございます。

それから、花を植えるとか、町をきれいにするとか、そういったことにつきましてもボランティア的にやっていただけるということであれば非常にありがたいと思いますし、それに対する最小限の費用というものが必要であれば、それは考えないわけではないと思いますが、予算的な面もありますので約束はできませんが、できるだけやっていただけることに対しての支援はさせていただきたいというふうに思っております。

また、今、竹中重門と黒田長政の陣跡に何かをつくれということですか。ただ、それよりもあそこは史跡指定地のはずですので、そこら辺も考えながら許可を得てやらせていただける範囲でしかできないということで、至るところそういう観光資源の開発、またPR等は考えていくということにしていきたいと思っています。

それから、まんじゅうとかそういうものについても、よそのまちではそうやって自分らのアイデアでつくってみえるわけですね。よそのまちはそうやっていろんなものをひっかけてつくっている。名前だけをうまいこと使って同じまんじゅうでもやってみえるということが多々あって、そういう商売をやっておるかという関心はしているんですけども、町内ではそういった機運はなかなか出てこないと。非常に残念であるなと思っていますので、ぜひともそういう方の意欲というものは表に出てればそれなりの支援策というものも考えさせていただきたいと思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（中川武子君） 5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） 37ページの社会教育費ですが、宝有児童公園の伐採委託料15万4,000円、これ過日議運があった後に僕も実際見てきまして、形のいい松が枯れて残念やなというふうに思っていましたら、前自治会長と話す機会がありまして現場で話をしておったんです。そうしたら、宝有地区があそこの公園を管理じゃないけど自主的に手入れをしてみえまして、草刈り機とか自動バリカンですね、そういうものも自治会で買って、また除草剤も買って管理しておるというような話を聞きまして、せめて除草剤ぐらいは町で買ってあげるといいなということで、総務課長とも話をして、何とかそういう方向でやってもらうんですけれども、松のかわりにらしいものを植えてもらいたいなというような気もしていますので、陣場野公園もそうですけれども、桜もずっと前は花のころにぼんぼりをつってやったんですけれども、いかにも

老木になってしまって、あれはやっぱり一旦切ってしまって、新しく苗木を植えたほうがいいんじゃないかというような、陣場野公園ももうちょっと整備をしたらどうかということは思うわけですけども、宝有の代替の何か木を植えることをぜひ考えてもらいたいという、それが1点。

それからもう1点は、ずっと前にも申し上げましたが、今回今須の運動公園の浄化槽の関係を広域の公共下水道というか今須農集につないだという話で、前も今須小・中学校も岐環協関係の業者に管理委託料をしておるのが150万だか何かかかって、実際の農集につなげば半分以上の50万ぐらいで済むやないかという話をしたら、なかなか岐環協との話が難しいということもありませんでしたので、今回の児童公園はまず話がうまいこといったのかということと、それから今須小・中は引き続き岐環協との話を続けていただいて、今須の農集のつなぎ込みも少ないですから、そういった面もあわせて、経費の面とあわせてそういう努力をしてもらいたいと思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（中川武子君） 町長。

○町長（西脇康世君） 今須運動広場につきましては、浄化槽が壊れたということで、岐環協のほうに、壊れたもんでこれを改修してやるよりもつなげてくれんかということで、岐環協も壊れてしまったもんはしやないでということで折れてくれたということで、校舎のほうについては動く間はちょっとそのままにしておいてくれというようなことを言われたというふうに聞いておりますので、時期を見てまた切りかえをさせていただくような、そんな交渉は続けさせていただきたいと思っています。

それから、宝有公園と首塚もそうですけれども、切りっ放しだとやっぱり寂しいなという気はいたしております。ただ、松がいいのか何がいいのかというのはちょっと検討させていただいて、宝有という、あの辺にぽんとあるよりも、後ろにあったほうが修景的にもいいのかなという気はいたしますので、そこら辺はちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（中川武子君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者あり〕

1番 川瀬方彦君。

○1番（川瀬方彦君） 済みません、ちょっと前後します。

先ほどの商工費の関ヶ原古戦場グランドデザイン事業という部分なんですけど、内容的にはあくまでも観光客をふやすためのということの意味はよくわかるんですが、例えば今年度1,000万ついたことによって、町としていつぐらいをめどに、ここぐらいまでは話を持っていきたいなという部分のある程度たたき台みたいなものができているのかないのか。それを例えば単年度ではなく、複数年度で見るという部分であれば、最低限今年度はここまでは持っていきたいなという部分のたたき台、話し合いが進められているのかどうかをちょっと教えていただけま

せんか。

○議長（中川武子君） 地域振興課長心得。

○地域振興課長心得（高木久之郎君） 済みません。例えばいつまでに何をやるかということは現時点では白紙でございますし、いつまでに何をやるかをまたグランドデザインの中で描いていくという形になります。

グランドデザインで何をというのは、今県と詰めているところでございます。

○議長（中川武子君） 町長。

○町長（西脇康世君） 今、課長が申したとおりでございまして、当初私ども予算を要求する段階で一応の目安として、例えば陣場野公園の公園整備、それから各史跡等、陣跡等の駐車場整備、こういったものを検討する材料として上げておったわけなんですけれども、それが先ほども言いましたように、知事との懇談の中でそんな小手先のものやなしに、もっとスケールのかい発信するようなものをつくれと言われてまして、それで知事との懇談の後、県の担当と協議をして、もうちょっと見直しせないかなということで白紙に戻ってしまったというのが現状でありまして、そういった意味で白紙と言わせていただいたということでございます。

できるだけ早い時点で具体的に整備が入れるような、またグランドデザインの途中であっても予算の関係等もありますので、やれるものはやらせていただきたいなという思いは県のほうには伝えてありますので、若干の施設整備も並行しながら、きちっとしたグランドデザインをつくり上げたいという思いでありますので、その点御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（中川武子君） 1番 川瀬方彦君。

○1番（川瀬方彦君） 毎回なんですが、いつまでにという部分を極力、例えば県のほうの兼ね合いも出てくるというのは十分に承知している段階なんですが、あくまでも関ヶ原町、町としてここまではこの時期にやっておきたいというたたき台を持ってないことには極力進められない。いい事業を進めていくという部分で、今年度は最低限ここまではやろうよという部分の部局との打ち合わせ等々である程度方針を持っていないと、例えばそれが県の支持をいただかないことにはだめだというのであれば、県との打ち合わせを例えば何回ぐらい夏までにやろうかとかいう部分も積極的に、県主体ではなくてこちら側の主体で進めていただくことによって、より実のあるものになってくるのではないかという部分で、もう少し詰めていただいた動き方という部分を計画性を持っていただければありがたいなというふうに思うんです。

○議長（中川武子君） 町長。

○町長（西脇康世君） いつまでにという最終目標は2020年ということでございまして、その間に何をやっていくかということで、タイムスケジュールは今後つくり上げていくということでございますので、県のほうとの協議といたしますけれども、町のほうで具体的に今これをやりた

いという希望はありますけれども、知事は小手先のことをやるなと言っておるし、町はそういった具体的な施設整備をやりたいと。そこら辺の調整を今させていただいておるところでございますので、いつまでに具体的にという話になってしまうと、グランドデザインが何やとなってしまうので、そこら辺を調整しながらグランドデザインとしてきっちりとしたものをつくり上げたいと。そして、事業実施をやっていきたいという思いでございますので、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（中川武子君） 5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） 簡単でお願いします。

観光に関してですけれども、過日4月28日に駅前の案内をやっておりましたら、月曜が歴民の休館日ですから、僕のとくにも20人ぐらい関東とかいろんなところから見えるんですけど、歴民が休みやで残念やったということが皆さんおっしゃっていますので、何とかゴールデンウィークとかそういうときには歴民の休館日をオープンしていただきたいなと思って、ぜひそれだけ検討していただくようにお願いします。

○議長（中川武子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（岩田英明君） 今御指摘がございましたけれども、ゴールデンウィーク期間中はことしも開館の予定をしております。

〔発言する者あり〕

29日以降30日は振りかえ休みになっております。

○議長（中川武子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第40号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中川武子君） 日程第10、議案第40号 平成26年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別

会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第40号について、御説明申し上げます。

これは総合行政システムの使用料37万1,000円が予算計上不足となっておりましたので、これを追加し、総額4,587万1,000円とする平成26年度関ヶ原町農業集落排水事業特別会計補正予算を定めたいので本案を提出するものであります。

計上漏れということで、まことに申しわけございませんでした。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中川武子君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。10時40分まで。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（中川武子君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めさせていただきます。

それでは、私、議長の辞任の御挨拶をさせていただきます。

１年間、議長として関ヶ原町はもとより郡、西南濃、県のほうへと本当に大変忙しく充実した１年間だと思っております。そして、関ヶ原町におきましては昨年は日置市との50周年、そして岡崎市との30周年の大変な式典行事もございました。そして、今年度から岡崎市、そして日置市に加わりまして茅ヶ崎市との災害時相互応援に関する協定ということで、これは岡崎市とのお付き合いの中でのお声がかかったかなというふうに思っておりますが、そういうことで今年度から茅ヶ崎の大岡越前の祭典というか、それにも町長と出席してまいりました。そんなことで、大変な自分の想定外の議長の１年間でしたが、本当に責任を持ってしっかりと務めてまいりました。自分なりに充実した１年間でございましたが、今年度１年間をもちまして辞任ということで心を決めましたので、後のことをよろしくお願いいたします。

〔議長 中川武子君退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（松井正樹君） ここで議長にかわりまして議事を進行させていただきます。

ただいま、中川武子君から議長辞職届が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第１として議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決しました。

追加日程第１ 議長の辞職について

○副議長（松井正樹君） 追加日程第１、議長の辞職についてを議題といたします。

お諮りいたします。中川武子君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、中川武子君の議長の辞職を許可することに決しました。
しばらくお待ちください。

〔７番 中川武子君入場、７番席に着席〕

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第２として議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第２として議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第２ 議長の選挙について

○副議長（松井正樹君） 追加日程第２、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は９名であります。

会議規則第31条第２項の規定により、立会人に室義光君、川瀬方彦君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼はいたしませんので1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

室義光君、川瀬方彦君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票9票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、松井正樹8票、田中由紀子君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、私、松井正樹が議長に当選いたしました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○新議長（松井正樹君） 一言御挨拶を申し上げます。

まずもって前任の中川前議長様、お疲れさまでございました。

私はこのたび、この臨時議会において議長の大役を拝命いたしました。その責任の重さをひしひしと感じている自分であります。

選挙において御支持いただいた議員の皆様、ありがとうございました。諸問題が山積する我が町関ヶ原であります。議長として諸先輩議員の方々のアドバイスを頼りながら、そしてまた同僚議員の力添えをいただきながら、1年間一生懸命務めてまいりたいと思います。そしてまた、西脇町長を旗頭とする職員の皆様とともに、力強い関ヶ原町の建設を前向きに考えながら1年間頑張ろうと思いますので、皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

ざいました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時58分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私が議長に就任いたしました関係で、当然に副議長は欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として副議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第3 副議長の選挙について

○議長（松井正樹君） 追加日程第3、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は9名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に澤居久文君、子安健司君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、呼び出しはいたしませんので、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

澤居久文君、子安健司君、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 9 票、無効投票はありません。

有効投票中、子安健司君 8 票、田中由紀子君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。よって、子安健司君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました子安健司君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、副議長選挙の当選人である旨を報告いたします。

新副議長、御挨拶をお願いいたします。

○新副議長（子安健司君） 失礼いたします。

ただいま皆様の御推挙をいただきまして副議長という重責を拝命いたしました。

初めての大役でございますが、皆様の御協力をいただき、議長の補佐という職務を全うしたいと考えております。どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） ここで暫時休憩といたします。11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時41分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。予定時刻よりかなりオーバーいたしまして、まことに申しわけございません。

最初に御報告申し上げます。

教育長と産業建設課長が次の公務のためこれより退席されますので、許可し、御報告いたしますので、よろしくお願いをいたします。

お諮りいたします。追加日程第 4、議案第 41 号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについてから追加日程第 9、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてまでを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、追加日程第 4 から追加日程第 9 までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第4 議案第41号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

- 議長（松井正樹君） 追加日程第4、議案第41号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで室議員に除籍していただきます。

〔9番 室義光君退場〕

職員に議案を朗読いたさせます。

- 議会書記（小林孝正君） 議案第41号 関ヶ原町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の監査委員に次の者を選任したいので議会の同意を求める。平成26年5月8日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

記、住所、関ヶ原町大字関ヶ原3838番地、氏名、室義光、生年月日、昭和20年10月29日。

- 議長（松井正樹君） 本案について提案者の説明を求めます。

町長。

- 町長（西脇康世君） 議案第41号について、御説明を申し上げます。

監査委員 子安健司氏におきましては副議長に選任されたことに伴いまして、監査委員を辞職されました。

かわりに室義光氏を監査委員に選任したいので提案するものでございます。

- 議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

追加日程第5 常任委員会委員の辞任について及び追加日程第6 常任委員会委員の選任について

- 議長（松井正樹君） それでは、追加日程第5、常任委員会委員の辞任についてと、追加日程第6、常任委員会委員の選任についてを一括して議題といたします。

常任委員会は現在2期目であり、任期中であります。総務民生常任委員会委員の中川武子君から辞任の申し出を受けましたので、これを許可し、その補充として委員会条例第7条第4項の規定により私松井正樹を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔発言する者あり〕

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時50分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの総務民生常任委員会委員の中川武子君に辞任の申し出をお受けいただきましたので、了承いただきました。これを許可し、その補充として委員会条例第7条第4項の規定により私松井正樹を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の辞任の許可及び選任については、ただいま指名したとおり決しました。

なお、念のため申し上げますが、産業建設常任委員会の委員は任期中のため改選はありません。

追加日程第7 特別委員会委員の辞任について及び追加日程第8 特別委員会委員の選任について

○議長（松井正樹君） 追加日程第7、特別委員会委員の辞任について及び追加日程第8、特別委員会委員の選任についてを一括して議題といたします。

まず最初に、議長選挙に関して、私は古戦場跡整備計画の特別委員会委員でありましたが、先ほど議長に御推挙いただきましたので、特別委員会の委員を辞任し、その補充として、委員会条例第7条第4項の規定により前議長の中川武子君を指名するとともに、監査委員に関連し、室義光君より同じく古戦場跡整備計画特別委員会委員長長の辞任の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の辞任の許可及び選任については、ただいま指名したとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に正・副議長選挙及び監査委員に関係した古戦場跡整備計画特別委員会委員長・副委員長の選任をお願いいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時55分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

古戦場跡整備計画特別委員会より委員長に中川武子君が選出されました。

追加日程第9 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

- 議長（松井正樹君） 追加日程第9、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

私先ほど議長に御推挙いただきました関係上、南濃衛生施設利用事務組合議会議員を辞職させていただきます。よって、欠員が生じますので、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

南濃衛生施設利用事務組合議会議員に中川武子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました者を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました者を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人とすることに決しました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました中川武子君が議場に見えますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人であることを告知いたします。

閉会の宣告

- 議長（松井正樹君） これにて、本議会に付託された案件の審議は終了いたしました。

よって、平成26年第2回関ヶ原町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時59分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

関ヶ原町議会新議長

会議録署名議員

会議録署名議員